

## 教育訓練委託契約書

教育訓練の実施について、  
会社 代表取締役 (以下「乙」という)は、次の通り契約を締結するものとする。  
所長 (以下「甲」という)と、株式会社

第1条 乙は別表に定める教育訓練の実施を甲に委託するものとする。

第2条 甲又は乙は、別表に定める教育訓練の内容を変更しようとするときは、それぞれ協議するものとする。

第3条 乙は、甲に対し教育訓練実施に必要な経費について下表に定める額を支払うものとする。

2 乙は、契約締結後甲の請求により支払うものとする。

第4条 受講者が教育訓練受講中に災害を被った場合乙は、労働基準法および労働者災害補償保険法に定めるところにより補償するものとする。

第5条 甲又は乙は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、契約を解除することができるものとする。

(1) 甲又は乙が第2条の規定に違反したとき。

(2) 乙が第4条の規定に違反したとき。

第6条 この契約は平成 年 月 日から平成 年 月 日まで効力を有する。

第7条 本契約に定める事項について疑義があるときその他教育訓練実施上必要があるときは、甲乙間において協議するものとする。

第8条 本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所  
施 設 名  
所 長 所長

乙 住 所  
事業所名 株式会社  
代 表 者 代表取締役